

国の奨学金本人・親が返せぬケース

「保証人は半額」伝えず

国の奨学金を借りた本人と連帯保証人の親が返せない場合に、保証人の親族らは未返還額の半分しか支払い義務がないのに、日本学生支援機構がその旨を伝えないうまま、全額を請求していることがわかった。記録が残る過去8年間で延べ825人に総額約13億円を全額請求し、9割以上が応じたという。専門家の多くは取材に「事業を続けていくために回収は重要だが、この手法は国の機関として妥当でない」と指摘している。

▼2面へ追いつまされ破産

機構、825人に全額請求 過去8年

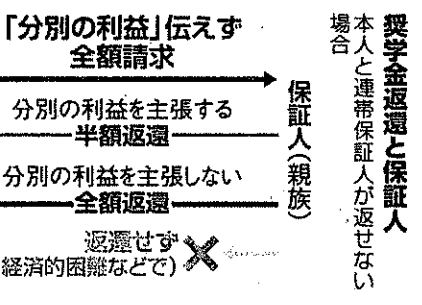
機構は奨学金を貸与する際、借りた本人が返せない場合に備え、連帯保証人1人(父か母)と保証人1人(4親等以内の親族)の計2人が返還義務を負う人的保証か、借りた本人が保証機関に一定の保証料を払う機関保証を求める。最近では半近くが機関保証を選んでいるが、約42.6万人の返還者全体でみると7割近くが人的保証だ。

合、連帯保証人は本人と同じ全額を返す義務を負うが、保証人は2分の1になる。民法で、連帯保証人も含めて複数の保証人がいる場合、各保証人は等しい割合で義務を負うとされるためだ。「分別の利益」と呼ばれる。

しかし機構は、本人と連帯保証人が返せないと判断した場合、保証人に分別の利益を知らせず全額請求している。その際、返還に

応じなければ法的措置をとる旨も伝えている。機構によると、2017年度までの8年間で延べ825人に全額請求した総額は約13億円で、9割以上が裁判などを経て応じた。機構は本人が大学と大学院で借りた場合などに2人と教え、「正確な人数は分からない」としている。

一方で、機構は保証人から分別の利益を主張された場合は減額に応じている。



「妥当でない」と説明する。

これに対し、山野目章夫・早大法科大学院教授は「全額を払うよう求めること自体は違法ではないが、一般に法知識のない保証人に分別の利益を伝えないうまま全額回収するのは妥当でない。奨学金事業を担う公的機関として社会的責任を問われるだろう」と指摘。

取材に応じた専門家の多くも同様の見解だ。機構を所管する文部科学省の担当者は「全額請求は法令上、誤ったものとは認識していない。ただ、分別の利益について丁寧に説明するなど、機構が検討する余地はある」と話す。(諸永裕司・大津智義)

奨学金全額 背負わされて

保証人は本来、奨学金の未返還額の半額しか払う義務はない。そう知らされぬまま全額を背負ったり、自己破産に追い込まれたりした人がいる。一方、弁護士から教えられて大幅に減額された人も、日本学生支援機構の回収手法に、専門家の多くから疑問の声が上がる。

▼1面参照

日本学生支援機構の一括返還請求について
 保証人は本来、奨学金の未返還額の半額しか払う義務はない。そう知らされぬまま全額を背負ったり、自己破産に追い込まれたりした人がいる。一方、弁護士から教えられて大幅に減額された人も、日本学生支援機構の回収手法に、専門家の多くから疑問の声が上がる。

国の奨学金制度

2017年度末の奨学金の総貸与残高は約9兆4千億円。返還者は約426万人で、3カ月以上の延滞者は約16万人。現在、貸与を受けている大学・短大生らは129万人（無利子52万人、有利子77万人）で、2.7人に1人。卒業時の平均貸与額は無利子約240万円、有利子約340万円。貸与時は無担保・無審査で、利用者は卒業後20年で返還する。

破産 負担半減知らされず「押しつけ」



保証人の男性は、毎月1万円を振り込んだ伝票を手元に残している（個人が特定できる箇所にモザイクをかけています）

給料日すぎた月末になると、気持ちが悪わつてく。東京都内の契約社員男性（67）は郵便局へ足を運び、「日本学生支援機構」と印字された振込票と1万円札を窓口で差し出す。

「毎月1万円をあとの116回、払い終えるまで生きるかどうか」

2年前の春、機構から約140万円を払うよう求められた。妹の娘が高校に進む際、保証人になった。めいが返していない約90万円に加え、延滞金も約50万円に膨らんでいた。ちょうど定年退職した直後だった。機構に「なんでこんなになるまで放っておいたのか」と尋ねると、めいなどの居場所がわからなかった、と説明された。裁判で

「奨学金事業は、学生時代に貸した分を卒業後に返してもらい、次世代の原資に回すことで成り立つ。保証人はこう話す。

機構は2004年に日本育英会から改組後、金融の専門家を含む有識者会議の提言に基づいて金融的手法を探り入れた。以来、独立行政法人として毎年、回収率を厳しく問われている。担当者はこう話す。

「奨学金事業は、学生時代に貸した分を卒業後に返してもらい、次世代の原資に回すことで成り立つ。保証人はこう話す。

回収率問われ 全額請求続ける機構

機構の主張が認められる。「分別の利益」については教えてもらえなかった。めいは10代半ばで両親が別れ、自らも苦労を重ね、今は東北の老人施設にいる男性の実母をみてくれる。

機構は2004年に日本育英会から改組後、金融の専門家を含む有識者会議の提言に基づいて金融的手法を探り入れた。以来、独立行政法人として毎年、回収率を厳しく問われている。担当者はこう話す。

給19万円を失い、収入は母親の年金による月9万円ほど。借金はないが貯金も少なく、楽しみはテレビで見る阪神戦と、たまの発泡酒。全額請求で暮らしが行き詰まった。

機構は2004年に日本育英会から改組後、金融の専門家を含む有識者会議の提言に基づいて金融的手法を探り入れた。以来、独立行政法人として毎年、回収率を厳しく問われている。担当者はこう話す。

男性は自己破産で支払いを免除されたものの、分別の利益は知らされなかった。「言わなければわからんやろって、全部押しつけてたんか。国の機関なのに、まるで取り立て屋やないか」

機構は2004年に日本育英会から改組後、金融の専門家を含む有識者会議の提言に基づいて金融的手法を探り入れた。以来、独立行政法人として毎年、回収率を厳しく問われている。担当者はこう話す。

委員長の務めた河上正一・青山学院大教授（民法）は「機構の対応が適正かという疑問は理解できるが、民法の解釈から、伝える義務があると批判まではできない。ただ、保証人の保護は昨年の民法改正でも柱の一つで、機構からの情報提供については、今後考えていくことは必要だ」と話す。

機構の回収手法について連藤勝裕理事長は「法的に問題はない。保証人から分別の利益を言われれば半額にしているが、もう少し親切にというのわかる。分別の利益が現実の問題となるのは法的措置に入るところなので、その前に保証人に伝えるのは一つの大きな改善点だと思う」と語った。

証人の方々には、本人と連帯保証人が払えなければ返すと約束させていただいている。税金が投入されている事業で、分別の利益を認め、本人や連帯保証人からも回収できずに事実上の債権放棄をすれば、また税金で穴埋めすることになる。「それで国民の理解が得られるでしょうか」

大阪府の60代男性は弁護士の助言を受け、「責任は半分しかない」との文書を機構に送った。分別の利益などが認められ、約200万円が66万円になった。「こっちは言わなければ130万円も余計に払わさ

れとった。これが「学生支援」を名乗る組織なのか」「法律に詳しい識者からも批判の声があがる。新潟県弁護士会による保証の義務書の執筆に携わった鈴木俊弁護士は「法律の知識によって負担が半分になったり、ならなかったりするのには公平でない。国と個人の情報格差に乗じて利益を得るのは不適切だ」と批判。多くの専門家が「公正でない」との認識で一致する。

一方、内閣府消費者委員。保証人が取り戻せるとは考えづらい。連帯保証人と保証人をともに立てる仕組みは、政府系や民間の金融機関ではほとんど例がないという。人的保証制度は奨学金が創設された1943年から変わらないう。親族まで巻き込む人的保証制度は見直すべき時期にきている。（請永裕司）

不公平 人的保証は再考を

視点

「分別の利益」を主張しない保証人からは全額を回収し、主張した保証人には減額に応じる。自ら進んでは伝えない。日本学生支援機構の回収手法は、国と個人の情報格差を考えば公正とは言いがたい。その結果、法知識を得

た一部の保証人だけが半額になる不公平が生じている。機構は、保証人が全額払った後で、本人や連帯保証人に肩代わり分を求められると説明する。だが、機構や委託した債権回収会社ですら回収できなかったのに、

保証人が取り戻せるとは考えづらい。連帯保証人と保証人をともに立てる仕組みは、政府系や民間の金融機関ではほとんど例がないという。人的保証制度は奨学金が創設された1943年から変わらないう。親族まで巻き込む人的保証制度は見直すべき時期にきている。（請永裕司）